

1 令和6年5月の雇用失業情勢について

(職業安定部職業安定課)

有効求人数	40,490人	対前月比	1.8%減少(2か月ぶりの減少)
有効求職者数	34,588人	対前月比	1.7%増加(3か月ぶりの増加)
有効求人倍率	1.17倍	前月比	0.04ポイント減少

※ 数値は季節調整値

2 令和6年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会の開催について

(労働基準部 賃金室)

令和6年7月5日に令和6年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を開催します。

3 賃金引上げに「業務改善助成金」の活用を

(雇用環境・均等室)

賃金引上げ、設備投資と併せて中小企業・小規模事業者を応援します。

4 令和5年に調査した3分の2を超える事業場で法令違反

(労働基準部 監督課)

令和5年に立入調査を実施した1,351事業場の67.0%で何らかの労働基準関係法令(労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など)の違反が認められました。

5 令和6年度鹿児島労働安全衛生大会を開催。

(労働基準部 健康安全課)

全国安全週間(7月1日から7日まで)の行事の一環として、7月1日に「令和6年度鹿児島労働安全衛生大会」を開催します。

6 労働局長が建設工事現場で合同安全パトロールを実施。

(労働基準部 健康安全課)

全国安全週間（7／1～7／7）の取組の一環として、7月3日(水)に労働局長が鹿
児島3号東西道路シールドトンネル新設工事現場で合同安全パトロールを実施しま
す。

鹿児島労働局発表
令和6年6月28日(金)

鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課長 右田 裕幸
地方労働市場情報官 桑畑 千恵子
TEL. 099 (219) 8711

鹿児島の雇用失業情勢(令和6年5月分)の概要について

～有効求人倍率は、1.17倍と、前月を0.04P下回った～

5月の概要

県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、改善の動きにやや弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

○有効求人倍率の状況

- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.17倍** **前月より0.04ポイント減少(2か月ぶりの減少)**
 - ・全国では32番目。九州では、大分県、佐賀県、宮崎県、熊本県、長崎県に次ぎ、福岡県と同率で6番目。
 - ・[全国] 有効求人倍率(季節調整値) 1.24倍 前月より0.02ポイント減少

・有効求人数(季節調整値) **40,490人** **前月より1.8%減少(2か月ぶりの減少)**

・有効求職者数(季節調整値) **34,588人** **前月より1.7%増加(3か月ぶりの増加)**

・就業地別有効求人倍率(季節調整値) 1.27倍 前月より0.04ポイント減少

※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。
「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

○新規求人・求職の状況

・新規求人倍率(季節調整値) **1.86倍** **前月より0.29ポイント減少(3か月ぶりの減少)**

・新規求人数(原数値) **13,376人** **前年同月より9.3%減少(2か月ぶりの減少)**

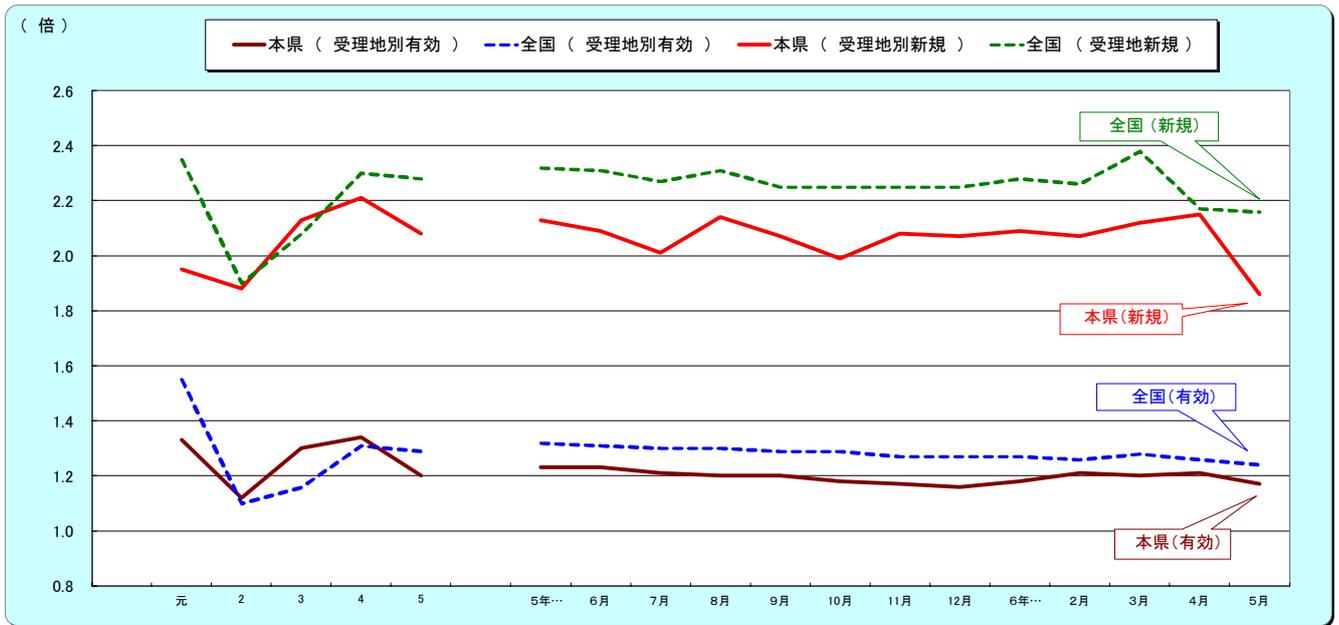
主要産業の新規求人数(前年同月比)

増加した業種……医療・福祉(1.0%増)、

減少した業種……建設業(2.2%減)、製造業(25.5%減)、運輸・郵便業(0.9%減)、
卸売業・小売業(18.1%減)、宿泊業・飲食サービス業(1.7%減)、
サービス業(他に分類されないもの)(18.5%減)

・新規求職申込件数(原数値) **7,563人** **前年同月より0.9%増加(5か月ぶりの増加)**

1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



求人倍率		元年度	2	3	4	5	
有効	受理地別	本県	1.33	1.12	1.30	1.34	1.20
		全国	1.55	1.10	1.16	1.31	1.29
	就業地別	本県	1.42	1.18	1.36	1.43	1.30
		全国	1.33	1.12	1.30	1.34	1.20
新規	受理地別	本県	1.95	1.88	2.13	2.21	2.08
		全国	2.35	1.90	2.08	2.30	2.28
	就業地別	本県	2.08	1.97	2.24	2.36	2.25
		全国	2.35	1.90	2.08	2.30	2.28

5年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年1月	2月	3月	4月	5月
1.23	1.23	1.21	1.20	1.20	1.18	1.17	1.16	1.18	1.21	1.20	1.21	1.17
1.32	1.31	1.30	1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
1.33	1.32	1.31	1.29	1.29	1.28	1.27	1.26	1.28	1.30	1.29	1.31	1.27
2.13	2.09	2.01	2.14	2.07	1.99	2.08	2.07	2.09	2.07	2.12	2.15	1.86
2.32	2.31	2.27	2.31	2.25	2.25	2.25	2.25	2.28	2.26	2.38	2.17	2.16
2.28	2.28	2.18	2.28	2.26	2.18	2.26	2.22	2.29	2.24	2.25	2.32	2.07

*5年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数が2か月ぶりに前年同月を下回り、有効求人数は15か月連続で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和5年度		令和6年							
	(月平均)		2月		3月		4月		5月	
新規求人数 ※	14,295	▲ 7.7	16,253	▲ 1.5	13,480	▲ 10.2	14,765	6.0	13,376	▲ 9.3
D 建設業	1,390	▲ 7.9	1,454	▲ 2.5	1,426	▲ 5.2	1,421	▲ 1.5	1,359	▲ 2.2
E 製造業	1,148	▲ 24.8	982	▲ 25.4	1,053	▲ 17.9	1,273	▲ 5.0	905	▲ 25.5
H 運輸業、郵便業	565	▲ 3.8	509	▲ 10.1	581	▲ 5.2	635	(14.4)	544	(▲0.9)
I 卸売業、小売業	1,903	▲ 7.6	2,145	8.3	1,684	▲ 12.4	2,268	(34.0)	2,027	(▲18.1)
M 宿泊業、飲食サービス業	908	▲ 10.7	960	▲ 6.6	690	▲ 38.3	956	8.4	915	▲ 1.7
P 医療、福祉	4,756	▲ 2.3	5,044	▲ 1.6	4,620	▲ 3.8	4,843	(1.7)	4,520	(1.0)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,364	▲ 8.2	1,630	▲ 0.3	1,200	▲ 16.1	1,315	(▲4.1)	1,285	(▲18.5)
有効求人数	41,415	▲ 7.1	43,989	▲ 5.0	42,782	▲ 6.3	41,715	▲ 1.6	39,713	▲ 4.5

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数が5か月ぶりに前年同月を上回り、有効求職者数は2か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和5年度		令和6年							
	(月平均)		2月		3月		4月		5月	
新規求職申込件数	6,880	▲ 1.9	7,378	▲ 5.4	7,126	▲ 10.6	9,380	▲ 1.6	7,563	0.9
44歳以下	3,164	▲ 5.9	3,153	▲ 9.1	3,187	▲ 14.4	3,983	▲ 6.3	3,321	▲ 3.7
うち34歳以下	1,850	▲ 7.2	1,763	▲ 10.0	1,858	▲ 18.8	2,370	▲ 6.2	1,913	▲ 5.0
45歳以上	3,716	1.9	4,225	▲ 2.4	3,939	▲ 7.2	5,397	2.2	4,242	4.8
うち55歳以上	2,445	3.5	2,770	0.5	2,670	▲ 2.7	3,871	4.3	2,792	3.4
うち65歳以上	1,122	5.5	1,223	2.6	1,256	▲ 3.9	2,013	8.4	1,288	5.0
雇用保険受給資格決定件数	1,975	2.7	1,713	▲ 3.1	1,737	▲ 9.6	2,860	▲ 4.2	2,806	▲ 5.6

有効求職者数	34,490	3.7	33,958	1.6	34,773	▲ 0.2	36,310	0.5	36,726	0.9
44歳以下	15,479	0.6	14,968	▲ 1.9	15,219	▲ 3.6	15,628	▲ 3.1	15,773	▲ 3.3
うち34歳以下	9,193	0.6	8,716	▲ 1.6	8,904	▲ 4.2	9,233	▲ 3.8	9,316	▲ 4.0
45歳以上	19,011	6.4	18,990	4.6	19,554	2.6	20,682	3.3	20,953	4.3
うち55歳以上	12,506	8.1	12,384	6.1	12,931	5.3	14,026	5.3	14,171	5.4
うち65歳以上	5,126	10.9	5,155	12.3	5,566	10.0	6,401	10.4	6,453	9.6
雇用保険受給者実人員	6,657	6.1	5,903	2.4	5,520	▲ 1.7	5,992	5.8	6,595	3.5

3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

在職求職者、無業求職者が2か月連続で前年同月を上回った一方、離職求職者は4か月連続で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和5年度		令和6年							
	(月平均)		2月		3月		4月		5月	
新規求職申込件数	6,833	▲ 1.8	7,354	▲ 5.1	7,096	▲ 10.5	9,340	▲ 1.6	7,493	0.7
在職求職者	1,852	▲ 7.1	2,699	▲ 4.3	2,302	▲ 10.6	1,685	2.7	1,746	5.4
離職求職者	4,354	1.3	4,006	▲ 5.4	4,064	▲ 10.0	6,873	▲ 3.0	4,960	▲ 2.5
うち事業主都合	882	9.1	727	1.7	788	▲ 11.9	1,873	0.6	1,068	▲ 6.5
うち自己都合	3,251	0.0	3,082	▲ 6.4	3,089	▲ 9.1	4,513	▲ 3.5	3,591	▲ 2.9
無業求職者	626	▲ 5.5	649	▲ 6.8	730	▲ 12.8	782	2.4	787	12.8

4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は、44歳以下の年齢層で前年同月を下回った一方、45歳以上の年齢層で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和5年度 (月平均)		令和6年							
			2月		3月		4月		5月	
就職件数	2,373	▲ 5.8	2,681	▲ 9.1	3,091	▲ 16.4	2,746	▲ 0.9	2,624	▲ 2.8
44歳以下	1,117	▲ 10.5	1,171	▲ 13.0	1,336	▲ 22.0	1,248	▲ 3.2	1,258	▲ 5.8
うち34歳以下	617	▲ 10.0	586	▲ 15.3	713	▲ 18.2	676	▲ 6.4	703	▲ 2.6
45歳以上	1,256	▲ 1.1	1,510	▲ 5.8	1,755	▲ 11.6	1,498	▲ 1.1	1,366	▲ 0.1
うち55歳以上	729	▲ 0.6	897	▲ 7.0	1,016	▲ 9.4	912	▲ 3.8	792	▲ 3.9
うち65歳以上	249	▲ 8.1	298	▲ 4.2	321	▲ 10.6	384	▲ 12.9	272	▲ 0.7
雇用保険受給者	678	▲ 1.8	643	▲ 6.5	743	▲ 12.7	663	▲ 0.5	796	▲ 0.6

5. 正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、2か月連続で前年同月を上回った。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和5年度 (月平均)		令和6年							
			2月		3月		4月		5月	
正社員新規求人数	7,153	▲ 3.7	7,491	▲ 0.5	7,112	▲ 2.5	7,604	▲ 8.5	6,847	▲ 3.1
新規求人数に占める割合	50.0%	▲ 2.0	46.1%	▲ 0.5	52.8%	▲ 4.2	51.5%	▲ 1.2	51.2%	▲ 3.3
正社員有効求人倍率	1.08	▲ 0.06	1.13	▲ 0.02	1.11	▲ 0.00	1.07	▲ 0.03	1.04	▲ 0.02
全国	1.02	▲ 0.01	1.04	▲ 0.02	1.01	▲ 0.01	0.96	▲ 0.02	0.94	▲ 0.02
正社員有効求人数	20,944	▲ 3.2	21,654	▲ 1.3	21,606	▲ 1.4	21,568	▲ 2.2	20,901	▲ 1.3
有効求人数に占める割合	50.6%	▲ 2.0	49.2%	▲ 1.8	50.5%	▲ 2.5	51.7%	▲ 1.9	52.6%	▲ 3.0
正社員有効求職者数(※)	19,390	▲ 1.8	19,171	▲ 0.7	19,506	▲ 1.5	20,087	▲ 0.6	20,187	▲ 0.3
有効求職者に占める割合	56.2%	▲ 1.1	56.5%	▲ 0.5	56.1%	▲ 0.8	55.3%	▲ 0.6	55.0%	▲ 0.6

(※) 正社員有効求職者数……パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

6. 令和6年度 鹿兒島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿兒島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和5年5月	1.23	1.56	0.89	1.14	1.22	1.03	0.92	1.04	0.79	1.33	1.26	1.03	1.14	1.17
6月	1.22	1.43	0.91	1.11	1.26	1.04	0.90	1.08	0.81	1.37	1.30	1.05	1.14	1.14
7月	1.22	1.39	0.93	1.19	1.31	1.08	0.94	1.10	0.87	1.38	1.27	1.10	1.16	1.15
8月	1.25	1.36	0.84	1.13	1.30	1.03	0.98	1.10	0.85	1.35	1.20	1.13	1.16	1.17
9月	1.23	1.69	0.85	1.06	1.32	1.01	0.95	1.15	0.92	1.48	1.22	1.11	1.22	1.16
10月	1.25	1.87	0.88	0.98	1.37	1.03	0.92	1.21	0.95	1.48	1.29	1.15	1.13	1.16
11月	1.25	2.07	0.87	1.06	1.46	1.09	0.88	1.21	0.99	1.52	1.25	1.22	1.17	1.19
12月	1.31	2.19	0.94	1.12	1.49	1.13	1.01	1.29	1.02	1.65	1.33	1.46	1.21	1.21
令和6年1月	1.30	2.02	0.93	1.11	1.48	1.17	1.05	1.23	1.01	1.37	1.30	1.42	1.23	1.28
2月	1.33	2.18	1.02	1.09	1.50	1.15	1.09	1.31	0.99	1.39	1.27	1.61	1.31	1.27
3月	1.28	1.98	0.99	1.05	1.38	1.11	0.97	1.26	0.93	1.33	1.23	1.35	1.20	1.30
4月	1.21	1.90	0.94	0.96	1.28	1.01	0.85	1.14	0.86	1.34	1.14	1.20	1.14	1.23
5月	1.12	1.74	0.86	0.95	1.28	0.97	0.80	1.11	0.84	1.26	1.04	1.06	1.09	1.08

〈用語の解説〉

- 新規求人数…… ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- 有効求人数…… 「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
- 新規求職申込件数…… ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数(オンライン登録者)の合計。
- 有効求職者数…… 「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。
- 求人倍率…… 求職者数に対する求人数の割合。
求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。
- ⇒新規求人倍率…… 「新規求人数」÷「新規求職申込件数」(新規オンライン登録者を含む)。
- ⇒有効求人倍率…… 「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
- ⇒正社員有効求人倍率…… 「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
ただし、「パートを除く常用の有効求職者数」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- 季節調整値…… 1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。
求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要があり、この季節変動の除去を「季節調整」という。
毎年1回(1月分公表時に)季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。
- 原数値…… 実際の数値(季節調整前の数値)。
- 就職件数…… ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。
- 一般…… パートタイム以外のものをいう。
- パート…… パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。
- 常用…… 雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)。
- 正社員…… パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに
来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人
に直接応募した就職件数等が含まれている。

報道関係者 各位

令和6年6月21日（金）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 小城 太

室長補佐 西野 健二

（直通電話）099（223）8278

E-mail

chinginshitsu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp

令和6年度鹿児島県最低賃金改正を諮問 ～令和6年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を開催～

鹿児島労働局（局長 ながの 永野 かずのり 和則）は、令和6年7月5日に令和6年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を開催します。

1 日時 令和6年7月5日（金）午前10時～

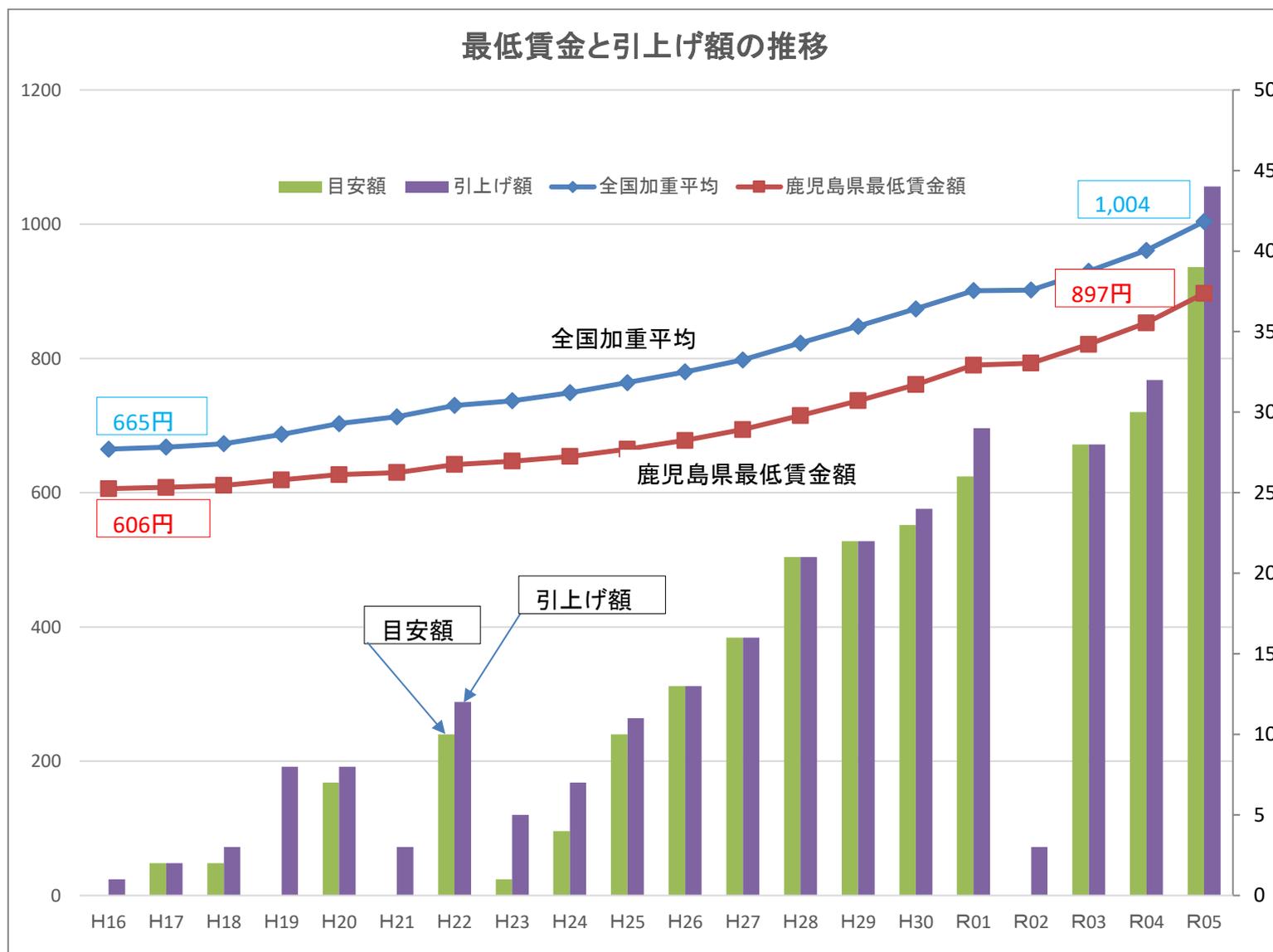
2 場所 鹿児島合同庁舎 第2会議室（3階）（電話：099-223-8278）
（所在地）鹿児島市山下町13番21号

3 主な議題

- （1）令和6年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について
- （2）令和6年度鹿児島県最低賃金改正諮問について
- （3）鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- （4）産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について

4 取材

- （1）取材申込者は、取材希望の旨を電話又はメールにより、7月1日（月）までにお申し込みください。
- （2）会議は公労使三者が揃って議論を行う場のみ公開の予定です。（公開の決定を冒頭で行います。）
- （3）お申し込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日はご本人であることが分かるものをお持ちください。



年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全国加重平均	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764
鹿児島県最低賃金額	606	608	611	619	627	630	642	647	654	665
引上げ額	1	2	3	8	8	3	12	5	7	11
目安額	示さず	2	2	6~7	7	示さず	10	1	4	10

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
全国加重平均	780	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004
鹿児島県最低賃金額	678	694	715	737	761	790	793	821	853	897
引上げ額	13	16	21	22	24	29	3	28	32	44
目安額	13	16	21	22	23	26	示さず	28	30	39

令和 5 年度 鹿児島地方最低賃金審議会日程（実績）

- 令和 5 年 7 月 6 日（木） 第 1 回本審
主な議題：鹿児島県最低賃金改正諮問

- 令和 5 年 8 月 2 日（水） 第 2 回本審
主な議題：中央最低賃金審議会の目安審議経過

- 令和 5 年 8 月 10 日（木） 第 3 回本審
主な議題：鹿児島県最低賃金改正答申

- 令和 5 年 8 月 28 日（月） 第 4 回本審
主な議題：鹿児島県最低賃金改正決定（答申）に対する異議申し出

報道関係者 各位

令和6年6月28日(金)

【照会先】

鹿児島労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 鏡園 哲生

室長 補佐 柿園 勝哉

賃金引上げに「業務改善助成金」の活用を

～ 賃金引上げ、設備投資と併せて中小企業・小規模事業者を応援します ～

「業務改善助成金」は、賃金引上げに際しての負担を軽減することにより、最低賃金の引上げに向けた環境整備を図ることを目的としています。「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上につながる設備投資、コンサルティング、人材育成・教育訓練などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

鹿児島県最低賃金(現在、時間額 897 円)は、毎年 10 月上旬を目途に見直しが行われています。事業場内最低賃金の引上げをご検討されている場合は、お早めに「業務改善助成金」をご活用ください。

1 対象となる事業場

(1) 中小企業・小規模事業者であること

(2) 地域別最低賃金と事業場内最低賃金の差額が 50 円以内であること

※ 鹿児島県内の事業場の場合、事業場内最低賃金が「897 円から 947 円」の範囲内にある事業場が対象です。

2 助成対象となる取組

(1) 賃金引上げ計画を策定すること

※ 取組を行う前に、鹿児島労働局に交付申請を行い、計画の認定(交付決定)を受ける必要があります。

※ 交付申請後であれば、賃金引上げ計画に基づき、賃金の引上げを実施することができます。

(2) 交付決定後に、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行い、その費用を支出すること

3 助成上限額

事業場規模、賃金引上げ額、賃金引上げ人数等により、30 万円～600 万円

4 申請期限

令和6年12月27日(金)

※ ただし、予算の範囲内で交付するため、申請期限よりも前に受付を終了する場合があります。

<業務改善助成金の詳細はこちら>

※鹿児島労働局 HP に交付要綱・要領、各種様式のほか、申請お役立ちツールなども掲載していますので、ぜひご活用ください。



令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が898円
→助成率9/10

○8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

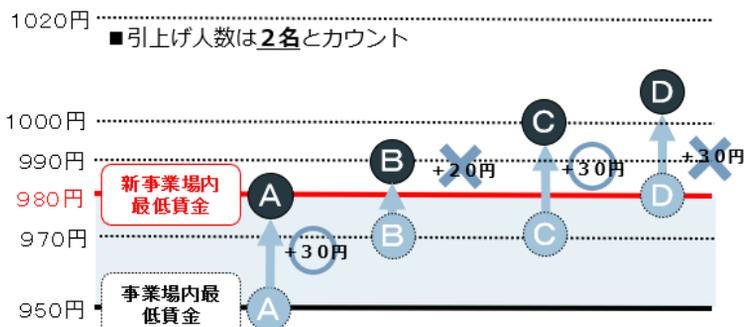
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方のた事例を集めた冊子を作成しております。

業務改善助成金の申請に際して、参考としていた



PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]



PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 312KB] [7.0MB]



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうかが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>



配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に軽減

<導入後>



さらなる工夫
セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客が目行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時は2名で行き介助はすべて人力で行わなければならなかった。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込みの手間と時間がかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>



車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

<導入後>



実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)

対象!

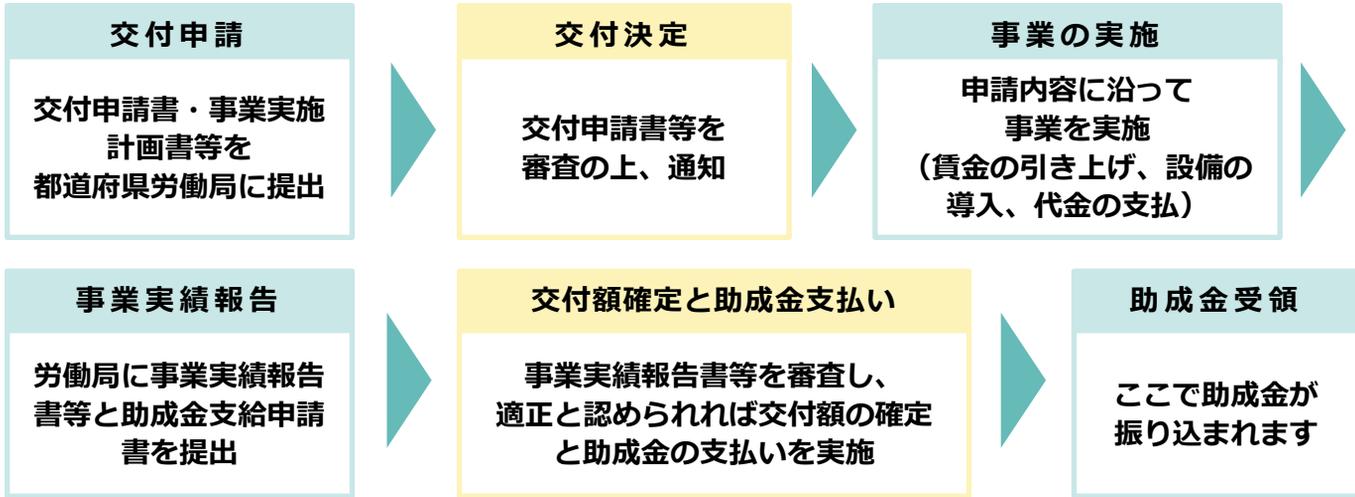
発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施

対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から**同一事業場の申請は年1回まで**となりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

令和5年度 業務改善助成金活用事例

業種	事業場内最低賃金の		生産性向上のための導入機器等	交付額 (千円)
	引上額 (コース)	引上人数		
農業	45円	3人	オフセット草刈り機	801
	90円	2人	フォークリフト	1,432
建設業	45円	1人	土木積算ソフト	800
製造業	30円	6人	ラベルプリンター	962
	30円	7人	産業用インクジェットプリンター	1,200
運輸業・郵便業	90円	1人	4 t フォークリフト	1,513
卸売・小売業	45円	7人	真空包装機	1,512
	60円	16人	POSレジシステム	2,269
宿泊業・飲食サービス業	90円	1人	食器洗浄機	1,242
	30円	14人	テーブルオーダーシステム	1,079
	30円	1人	スーパーフリーザー	570
生活関連サービス業・娯楽業	60円	6人	立体包装機	1,659
	30円	12人	POSレジシステム	1,300
医療・福祉	45円	12人	急速冷凍機	1,800
	45円	26人	トラクター	1,800
	45円	2人	送迎用福祉車両	1,100

報道関係者 各位

令和6年6月28日（金）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部監督課

監督課長 鈴木 正臣

主任監察監督官 秋山 芳徳

（電話 099-223-8277）

令和5年に調査した3分の2を超える事業場で法令違反 ～5年連続6割を超える違反率～

鹿児島労働局（局長 永野 和則）は、令和5年に、管内の労働基準監督署（鹿児島、川内、鹿屋、加治木、名瀬）が実施した立入調査^{※1}の結果を取りまとめましたので、公表します。

【令和5年の立入調査結果(概要)】

- 立入調査を実施した1,351事業場の67.0%で何らかの労働基準関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など）の違反が認められました。【図1】
- 主要事項としては、

・ 安全基準（危険な作業、危険な機械の使用など）	337件	（37.2%）
・ 労働時間関係（36協定のない時間外・休日労働など）	208件	（23.0%）
・ 割増賃金（賃金不払残業など）	176件	（19.4%）

の違反が多く認められました。【図2】
- 主な業種別では、運輸交通業72.2%、農林業70.6%、保健衛生業69.6%、製造業69.2%、商業68.4%、建設業62.5%などとなっています。【図3】
- 使用停止等命令^{※2}などの行政処分を65件行いました。【図4】
- 重大・悪質な法違反があったとして、5件（労働安全衛生法違反事件4件、告発1件）を鹿児島地方検察庁に書類送検^{※3}しました。【表2】

鹿児島労働局内の各労働基準監督署（以下「監督署」といいます。）では、管内状況や監督署に寄せられる情報などから、労働時間、賃金支払い等の労務管理や安全衛生管理等の労働基準関係法令^{※2}上の問題が認められる事業場に対して立入調査を実施し、働く方が安心して安全に、そして健康で働ける労働環境を確保していきます。

このほか、監督署においては、働き方改革関連法の施行に伴い、時間外労働の上限規制を始めとした改正労働基準法の周知等のために、立入調査とは別に「労働時間相談・支援^{※4}」活動も行っております。令和5年は5つの監督署において、支援を希望された207事業場を個別訪問し、時間外労働の上限規制の対応などについてのご相談を承ったほか、資料を基に説明を行いました。この「労働時間相談・支援^{※4}」は立入調査ではありませんので、希望される事業場がありましたら、お気軽に最寄りの監督署にお問い合わせください。

【用語説明】

※1「立入調査」

労働基準監督官は労働基準法第 101 条などの規定に基づき、事業場等を訪問して、関係書類や機械・設備などを確認したり、関係者から聞き取りを行うなどして法定労働条件が守られているか確認を行っています。（「監督指導」とも言います。）

管内状況や労働基準監督署に寄せられる情報などに基づいて計画的に立入調査を実施しています。また、労働災害の発生を契機として実施したりもしています。

また、立入調査の結果、法令違反が認められた場合には、その事項を改善するよう是正を勧告します。（行政指導）

※2「使用停止等命令」

労働基準監督官の立入調査の結果、施設や設備等が定められた安全衛生基準に違反し、労働者に窮迫した危険が生じる場合等において、その使用や作業の停止、変更その他必要な事項を命ずる行政処分です。（労働基準法第 96 条の 3、労働安全衛生法第 98 条）

※3「書類送検」

法違反が是正されない場合や法違反が度重なる場合、法違反を原因として重大な労働災害を発生させた場合などに、司法警察権限を行使し、検察庁に書類送検しています。（労基法第 102 条、安衛法第 92 条など）

※4「労働時間相談・支援」

「働き方改革」に取り組みたい中小企業・小規模事業者に対して、各労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」が事業場を訪問して、改正労働基準法の施行に関する次のようなお悩みについて解決策を提案するなどしています。

【相談例】

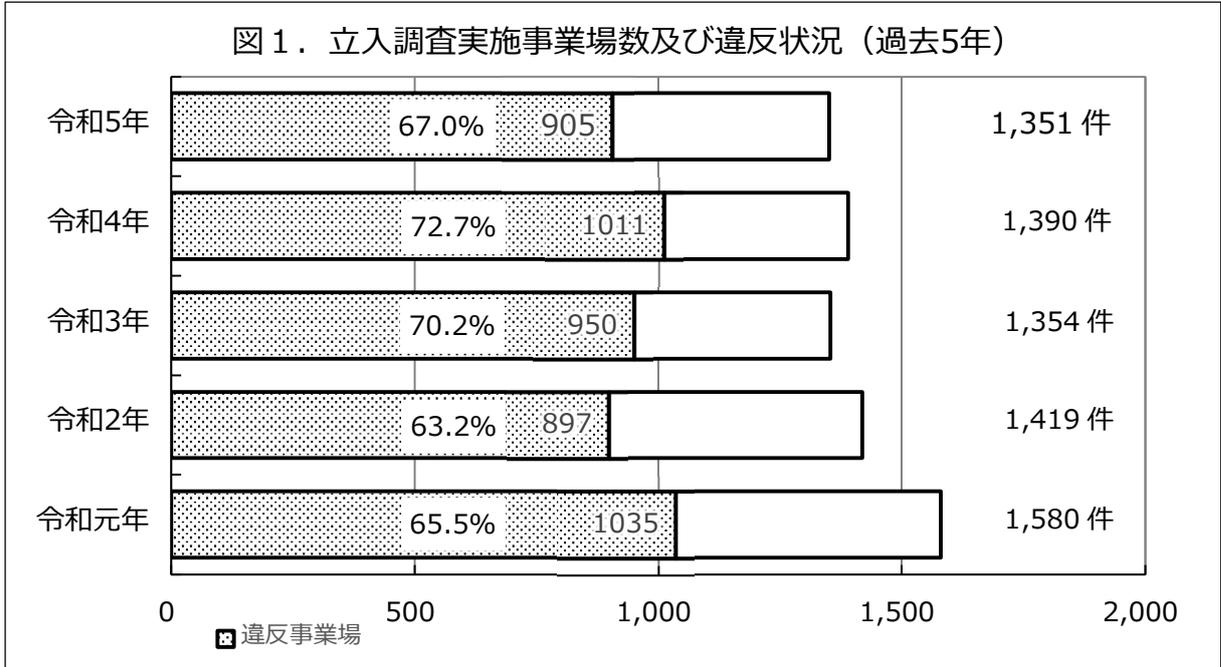
- ・ 時間外・休日労働協定（36 協定）の作り方や手続きを教えてほしい
- ・ 労働時間を短くするいい制度がないか教えてほしい
- ・ 上限規制に対応した労働時間管理について、やり方を教えてほしい
- ・ 助成金を活用して就業環境を良くしたいので、どのような助成金があるか教えてほしい

「労働時間相談・支援」は、改正労働基準法の施行に関する周知を目的に、事業場からの相談に対してきめ細やかな相談・支援を行うもので、上記の立入調査とは異なり、法定労働条件が守られているかを確認して、行政指導（是正を勧告）することはありません。

【令和5年の立入調査結果（詳細）】

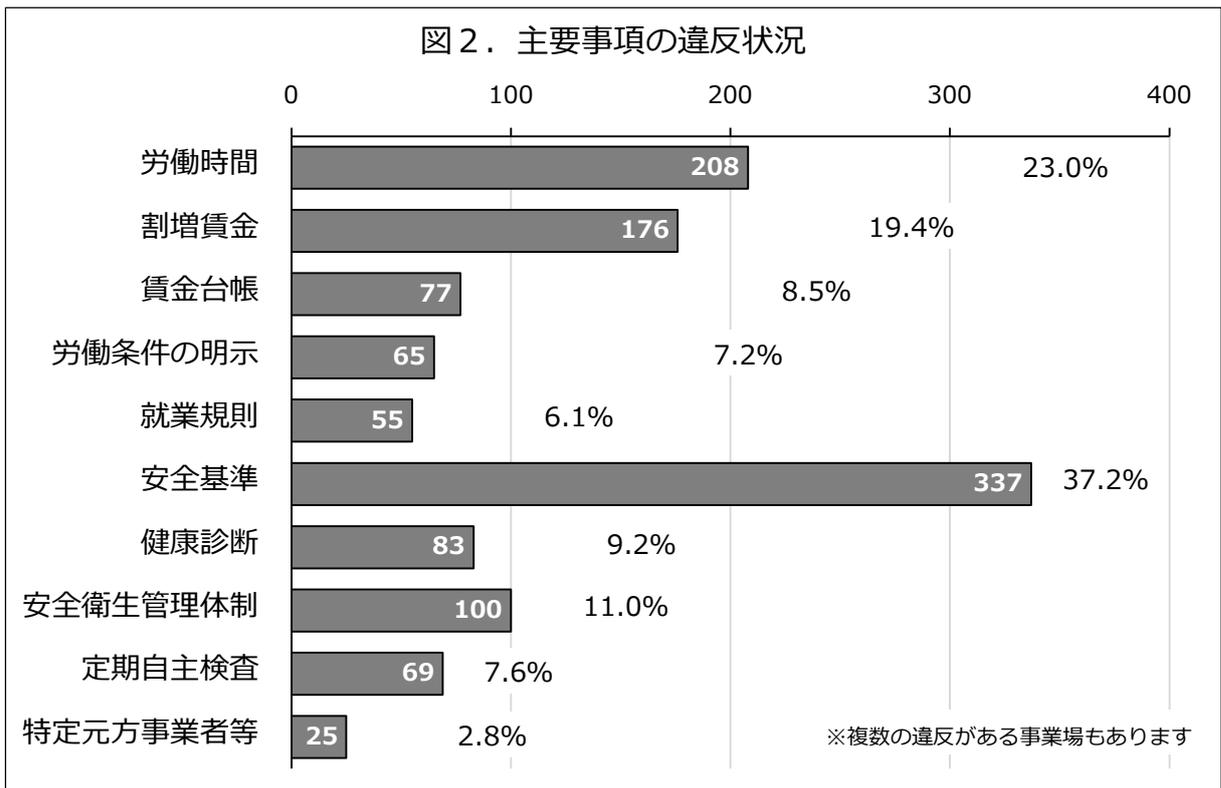
1 立入調査の実施結果【図1】

令和5年に立入調査（監督指導）を実施した1,351事業場のうち、67.0%（905事業場）で何らかの労働基準関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法）の違反が認められました。



(1) 主要事項の違反状況【図2】

労働基準法では労働時間（36協定を届け出ずに時間外労働・休日労働を行わせているなど）208件（23.0%）、労働安全衛生法では安全基準（危険な作業を行わせたり、危険な機械を使用させているなど）337件（37.2%）が最も多い違反事項でした。



主な法令違反の例（令和 5 年）【表 1】

【労働基準法関係】

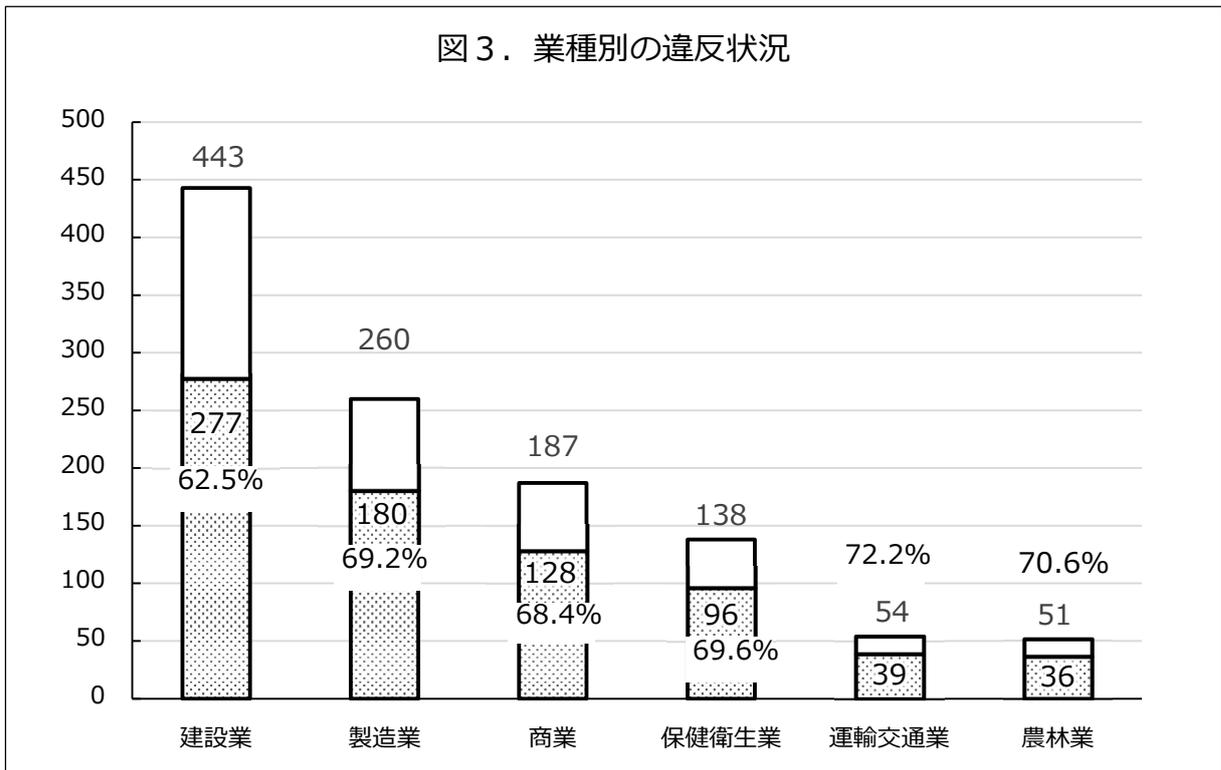
<p>労働時間・休日</p> <p>〔 労基法第 32 条・ 第 35 条・第 40 条 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）を締結し、それを労働基準監督署に届け出ることなく、法定労働時間を超えて、又は法定休日に労働させている。 ・ 36 協定の限度時間を超えて、時間外労働を行わせている。
<p>割増賃金</p> <p>（ 労基法第 37 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対し、法定の割増賃金を支払っていない。 ・ 割増賃金の算定基礎に、資格手当や精皆勤手当を含めていない。
<p>労働条件の明示</p> <p>（ 労基法第 15 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働契約を締結する際に、労働時間や賃金に関する事項を書面交付により明示していない。 ・ 有期労働契約を締結する際に、契約更新の基準（更新の有無等）を書面交付により明示していない。
<p>就業規則</p> <p>（ 労基法第 89 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時 10 人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成又は変更した場合に労働基準監督署に届け出ていない。
<p>賃金台帳</p> <p>（ 労基法第 108 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金台帳に労働日数や時間外労働時間数を記入していない。 ・ 賃金台帳を 3 年間保存していない。

【労働安全衛生法関係】

<p>安全基準</p> <p>〔 安衛法第 20 条 ～第 25 条 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械の原動機や回転軸等の労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に覆いを設けていない（使用停止等命令処分）。 ・ 高さが 2 メートル以上の高所で労働者に作業を行わせるにあたり、手すり等の墜落防止措置を講じていない（使用停止等命令処分）。
<p>健康診断</p> <p>（ 安衛法第 66 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を実施していない。 ・ 有害物を取り扱ったり、高温等の特殊な環境下で業務に従事する労働者に対し、特殊健康診断を実施していない。
<p>安全衛生管理体制</p> <p>〔 安衛法第 10 条～第 12 条、 第 15 条、第 17 条～第 19 条 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時 50 人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者（安全管理者、衛生管理者等）を選任していない。 ・ 常時 50 人以上の労働者を使用しているため、衛生委員会を設けているが、委員の構成が法に適合していない。
<p>定期自主検査</p> <p>（ 安衛法第 45 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ フォークリフトや建設機械、移動式クレーン等の機械について、1 年以内ごとに 1 回、定期的に自主検査を実施していない。
<p>特定元方事業者等</p> <p>〔 安衛法第 30 条・ 第 31 条 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係請負人（下請会社）の労働者に足場を使用させているのに、足場の基準に適合する措置を講じていない。 ・ 関係請負人（下請会社）が入る現場において、作業間の連絡調整が不十分であったり、作業場所の巡視が行われていない。

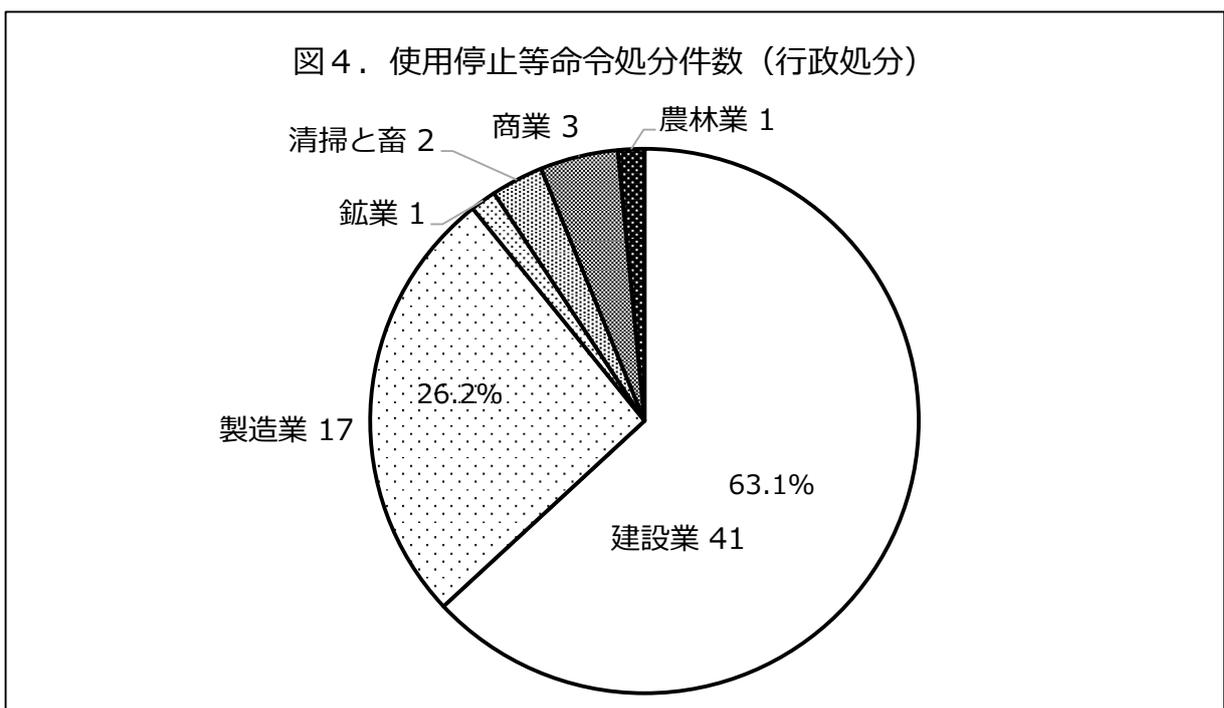
(2) 業種別の違反状況【図3】

業種別では、違反の割合が高い順に、運輸交通業 72.2%、農林業 70.6%、保健衛生業 69.6%、製造業 69.2%、商業 68.4%、建設業 62.5%などとなっています。



2 使用停止等命令処分【図4】

機械等に巻き込まれ防止措置が施されていない場合や高所作業で墜落防止措置が施されていない場合など危険性の高い機械・設備などに対して、その場で機械などの使用停止・変更や作業の停止等を命ずる行政処分を行った件数は65件で、そのほとんどが建設業（41件）や製造業（17件）の事業場におけるものでした。



書類送検の結果（令和5年）【表2】

No.	業種	概要	送検年月
1	その他の建設工事業	鉄筋コンクリート造建物の解体工事現場における墜落災害	R5.2
2	一般貨物自動車運送業	労働安全衛生法関係（告発）	R5.3
3	その他林業	放置したかかり木が落下し労働者に激突したもの	R5.7
4	機械修理業	機械の修理作業に対する危険防止措置義務違反	R5.11
5	建築設備工事業	労災かくし	R5.11

鹿児島労働局発表
令和6年6月28日

担 当	鹿児島労働局労働基準部健康安全課 課長 勝田 清人 課長補佐 壺屋 明 (直通電話) 099-223-8279
--------	--

令和6年度鹿児島労働安全衛生大会を開催

鹿児島労働局（局長 永野和則）は、全国安全週間（7月1日から7日まで）の行事の一環として、7月1日に「令和6年度鹿児島労働安全衛生大会」を開催します。

この大会は、広く安全衛生意識の高揚と産業界における安全衛生管理活動の積極的な展開の促進を図る目的で、鹿児島労働局が主唱し、労働災害防止団体等の主催により開催されるものです。（資料1）

大会では、優良事業場の表彰式、特別講演が行われます。（資料2）

令和6年度鹿児島労働安全衛生大会の概要

日時 令和6年7月1日（月）13時～

場所 川商ホール（鹿児島市民文化ホール） 第2ホール

次第 安全衛生関係表彰式、挨拶、祝辞、特別講演等

特別講演	鹿児島の大雨を知り、情報で身を守る ～激甚化する豪雨災害から命と暮らしを守るために～
講師	鹿児島地方気象台 リスクコミュニケーション推進官 奥松 和浩 氏

特別講演	ハラスメントを起こさない職場づくり ～ハラスメントとは何か？～
講師	僕には夢がある社労士事務所 代表 特定社会保険労務士 山内 卓弥 氏

【添付資料】

資料1 令和6年度鹿児島労働安全衛生大会 開催要領

資料2 令和6年度鹿児島労働安全衛生大会 会次第

令和 6 年度 鹿児島労働安全衛生大会 開催要領

1 開催目的・趣旨

広く安全衛生意識の高揚と産業界における安全衛生管理活動の積極的な展開の促進を図る目的で、下記により労使をはじめ関係者の参集する「鹿児島労働安全衛生大会」を開催し、もって県内産業界における労働災害の防止と、労働安全衛生水準の向上に寄与せんとするものである。

2 日 時

令和 6 年 7 月 1 日（月） 13:00～16:20
（開場 12:00）

3 場 所

川商ホール（鹿児島市民文化ホール） 第 2 ホール
（鹿児島市与次郎 2-3-1）

4 次 第

安全衛生関係表彰式、挨拶、祝辞、特別講演等

5 参加者

広く県内の労使ほか関係者 500人

6 関係者等

主唱 鹿児島労働局

主催 （公社）鹿児島県労働基準協会

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島支部

鹿児島県砕石協同組合連合会

（公社）建設荷役車両安全技術協会鹿児島県支部

共催 （独）労働者健康安全機構鹿児島産業保健総合支援センター

（一社）日本ボイラ協会鹿児島支部

協賛 （公社）鹿児島県医師会

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部

後援 鹿児島県、鹿児島市、南日本新聞社

令和6年度 鹿児島労働安全衛生大会

- 1 日時 令和6年7月1日（月）13:00～16:20
- 2 場所 川商ホール（鹿児島市民文化ホール）第2ホール
（鹿児島市与次郎2-3-1）
- 3 大会次第
 - (1) 開場・受付開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12:00
 - (2) 開会・黙禱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13:00
 - (3) 開会の辞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13:05
 - (4) 表彰式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13:10
鹿児島労働局長賞授与
 - (5) 挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13:30
 - ① 大会会長
 - ② 鹿児島労働局長
 - (6) 来賓祝辞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13:45
 - ① 鹿児島県知事
 - ② 鹿児島市長
 - ③ 鹿児島県経営者協会会長
 - ④ 日本労働組合総連合会鹿児島県連合会長
 - (7) 休憩（15分）ストレッチ体操・・・・・・・・・・・・・・・・14:05
 - (8) 特別講演・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14:20
演題 鹿児島の大雨を知り、情報で身を守る
～激甚化する豪雨災害から命と暮らしを守るために～
講師 鹿児島地方気象台
リスクコミュニケーション推進官
奥松 和浩（おくまつ かずひろ）氏
 - (9) 特別講演・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15:10
演題 ハラスメントを起こさない職場づくり
～ハラスメントとは何か？～
講師 僕には夢がある社労士事務所 代表
特定社会保険労務士 山内 卓弥（やまうち たくや）氏
 - (10) 大会宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16:10
 - (11) 閉会の辞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16:15
 - (12) 閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16:20

鹿児島労働局発表
令和6年6月28日

担当
鹿児島労働局労働基準部健康安全課
課長 勝田 清人
課長補佐 壺屋 明
(直通電話) 099-223-8279

労働局長が建設工事現場で合同安全パトロールを実施

鹿児島労働局（局長 永野 和則）は、全国安全週間（7月1日～7日）の取組の一環として、建設工事発注機関、関係事業者団体及び災害防止団体等と連携して、7月3日（水）に鹿児島市の鹿児島3号東西道路シールドトンネル新設工事現場で合同安全パトロールを実施します。

また、7月は「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン（資料3）」の重点取組期間でもありますので、作業環境への配慮、水分・塩分の摂取、涼しい休憩場所の確保などの徹底についても周知を図ります。

1 実施日時

令和6年7月3日（水）10時～12時（予定）

2 実施場所

- (1) 工事名 鹿児島3号東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事
(2) 施工者 大成・大豊特定建設工事共同企業体
(3) 所在地 鹿児島市中洲通り地区

3 実施者

国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所、鹿児島県、一般社団法人鹿児島県建設業協会、一般社団法人鹿児島県電設協会、建設業労働災害防止協会鹿児島県支部、安全衛生労使専門家会議、鹿児島労働局、鹿児島労働基準監督署

4 パトロールのスケジュール等

別添「令和6年度全国安全週間 合同安全パトロール実施要綱（資料1）」参照

5 報道関係の皆様へ

- (1) 当日の現地取材を希望される場合は、前日の7月2日（火）までに健康安全課（連絡先は上記担当のとおり）へご連絡ください。
(2) 雨天時も実施しますが、台風、豪雨等の場合は、中止することがありますので、申し込みの際に連絡先（携帯電話等）をお教えてください。
(3) 当日は、インフォメーションセンター（鹿児島市上荒田町7-11 岩重ビル1階・「作業所案内図（資料2）」参照）に9時50分までにお集まりください。
(4) 各社で取材者全員分のヘルメットを持参してください。
(5) 安全確保のため、あらかじめ現場内での取材範囲を設定させていただくことをご了承願います。また、インフォメーションセンターには、駐車場がないことから近隣のコインパーキング等をご利用ください。

【添付資料】

資料 1 令和 6 年度全国安全週間 合同安全パトロール実施要綱

資料 2 作業所案内図

資料 3 リーフレット「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

資料 4 建設業の労働災害

令和 6 年度全国安全週間 合同安全パトロール実施要綱

1 趣旨

令和 6 年度の全国安全週間（7 月 1 日～7 日）にあたり、鹿児島労働局、建設工事関係機関（発注機関）・団体（労働災害防止団体、事業者団体）による安全パトロールを実施することにより、広く安全意識の高揚、安全活動の定着、管内事業場の安全水準の向上を図る。

2 実施日時

令和 6 年 7 月 3 日（水） 10:00～12:00（予定）

3 実施場所

鹿児島市中洲通り地区

4 スケジュール

- (1) 10:00～10:05 鹿児島労働局長挨拶
- (2) 10:05～10:15 作業所長現場概要説明
- (3) 10:15～11:30 パトロール
- (4) 11:30～12:00 講評

5 工事概要等

- (1) 施工者 大成・大豊特定建設工事共同企業体
- (2) 工事名 鹿児島 3 号東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事
- (3) 所在地 鹿児島市中洲通り地区
- (4) 発注者 国土交通省 九州地方整備局
- (5) 工期 令和 2 年 3 月 18 日～令和 6 年 6 月 30 日（延長予定）
シールドトンネル掘進（令和 5 年 11 月 27 日～令和 7 年 5 月頃）
- (6) 工事概要 シールド工法によるトンネル（延長 2,319m）の新設

6 安全パトロールにおける重点的な確認事項

- (1) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、墜落制止用器具の適切な使用
- (2) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- (3) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- (4) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (5) 転倒災害防止対策の実施
- (6) 高年齢労働者に対する労働災害防止対策の実施
- (7) クレーン等、車両系建設機械等の労働災害防止対策の実施
- (8) 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）の実施

作業所案内図

案内図

鹿児島中央駅東口

甲南通り直進500m、
甲南通り交差点を右折後300m

セブンイレブン

J V事務所

現場

インフォメーションセンター

(インフォメーションセンター)
住所：鹿児島市上荒田町7-11
岩重ビル1階
電話番号：099-298-1491

インフォメーションセンター

J V事務所

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

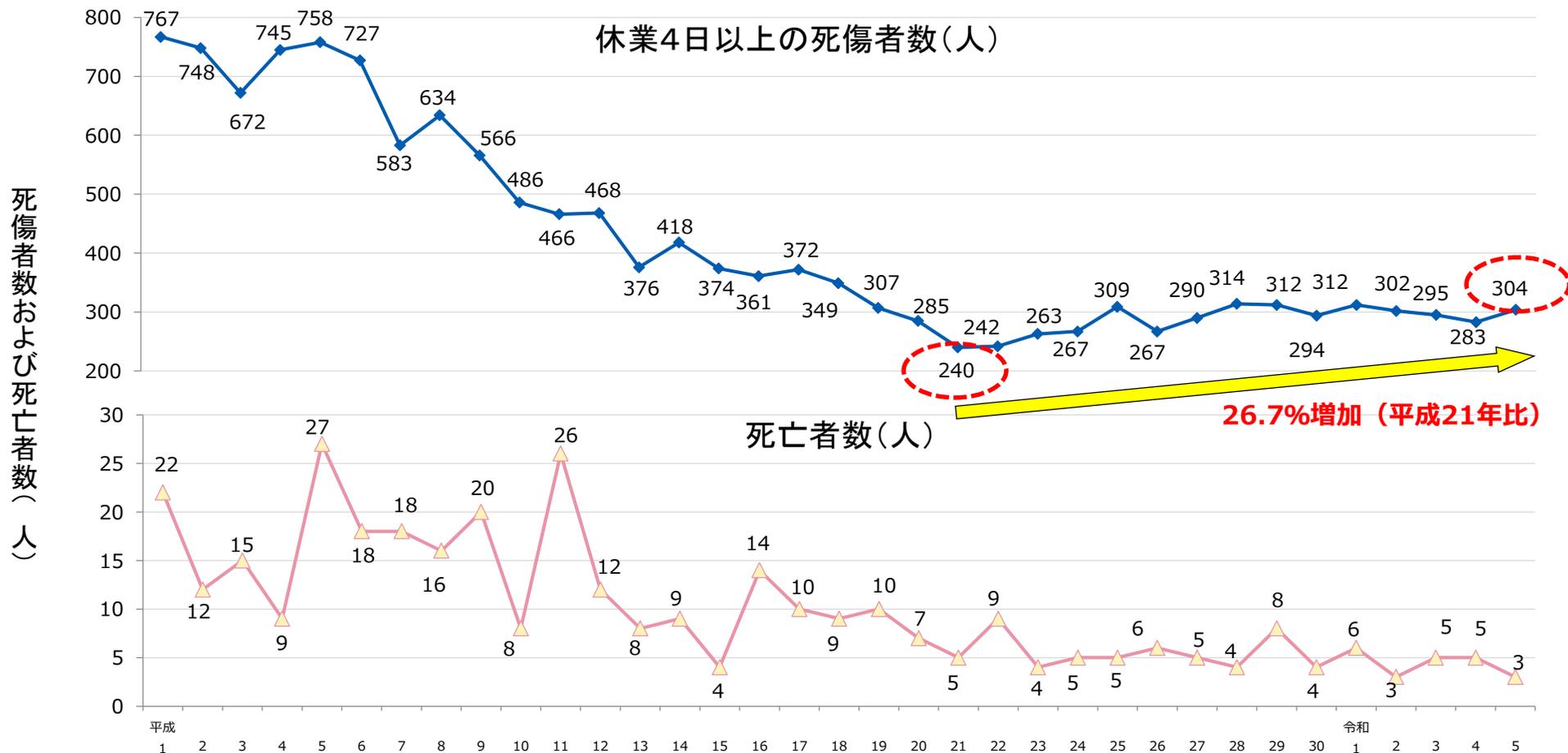
□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
□ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※ <u>全身を濡らして送風すること</u> などにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

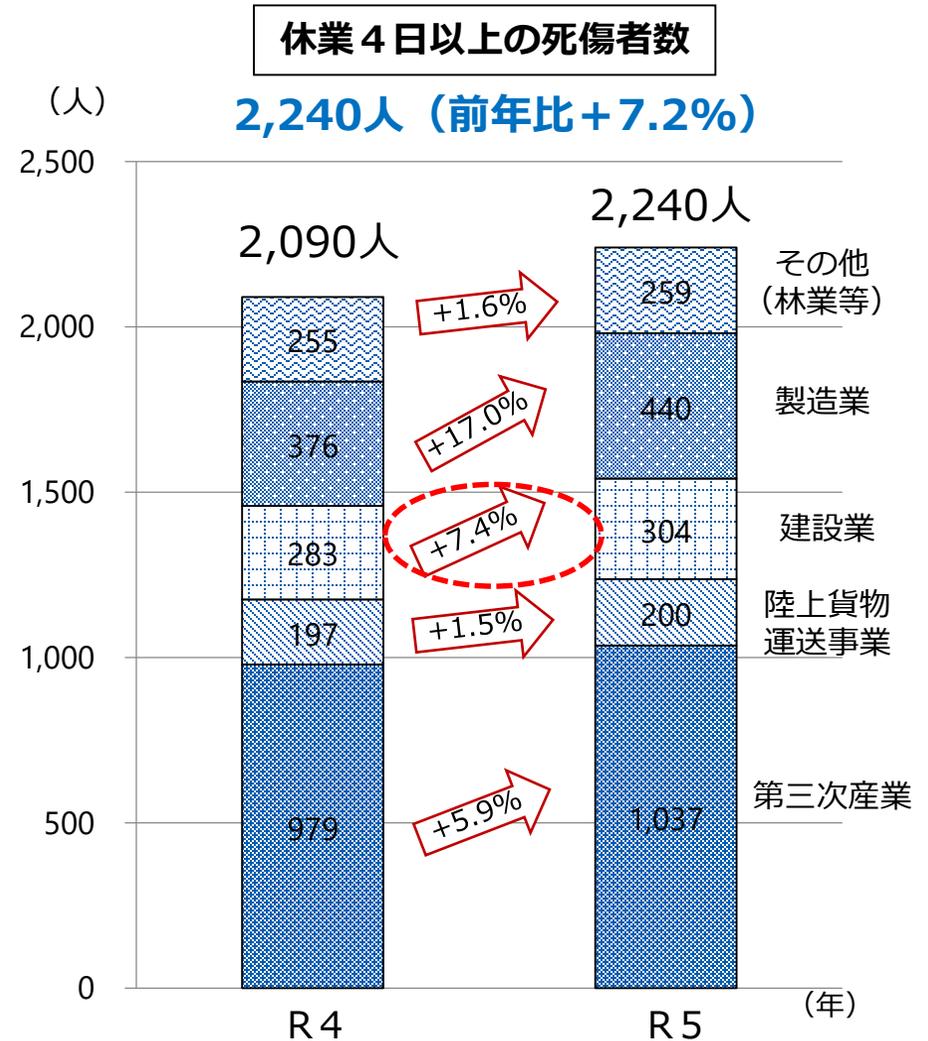
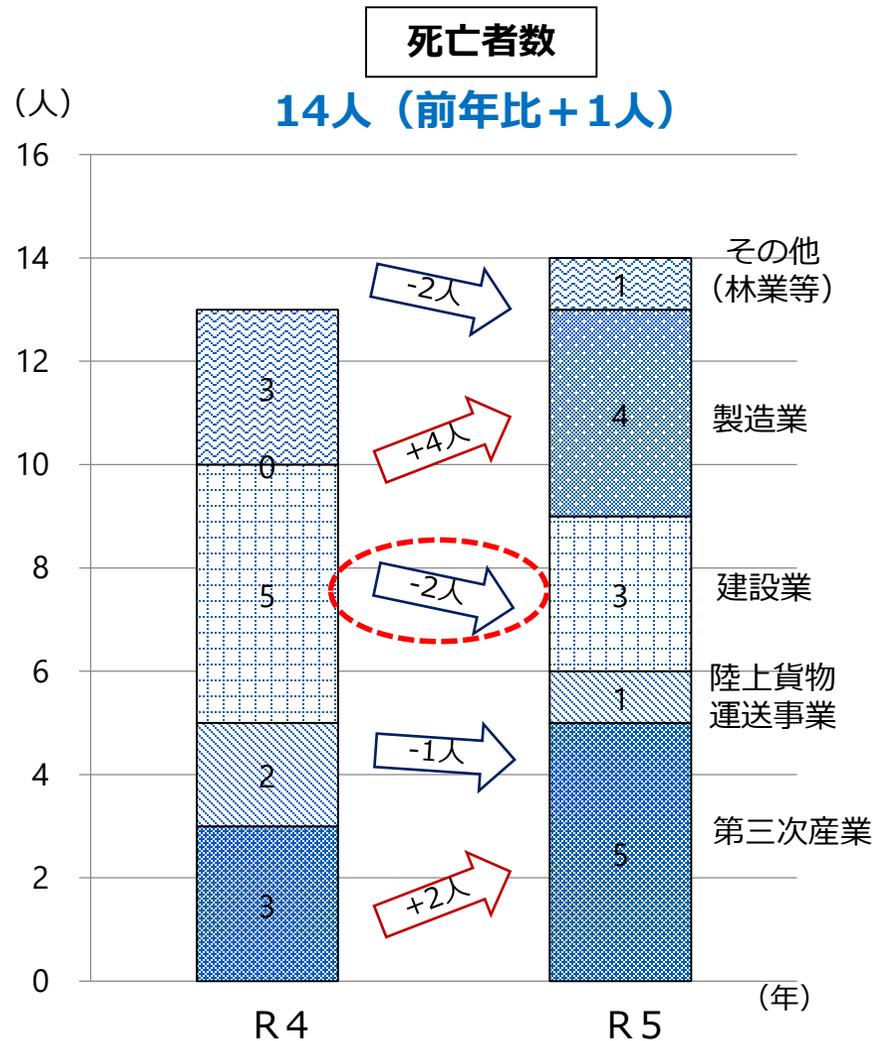
建設業における労働災害の推移

- 死亡者数、休業4日以上之死傷者数ともに、長期的には減少傾向にあるものの、死亡者数は平成20年以降は10人未満で推移し、休業4日以上之死傷者数はここ数年300人前後で推移している。死傷者数の全産業に占める割合は、平成元年は26.9%であったが、令和5年は13.5%と半減している。



出典:労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成

令和5年 労働災害発生状況（業種別）



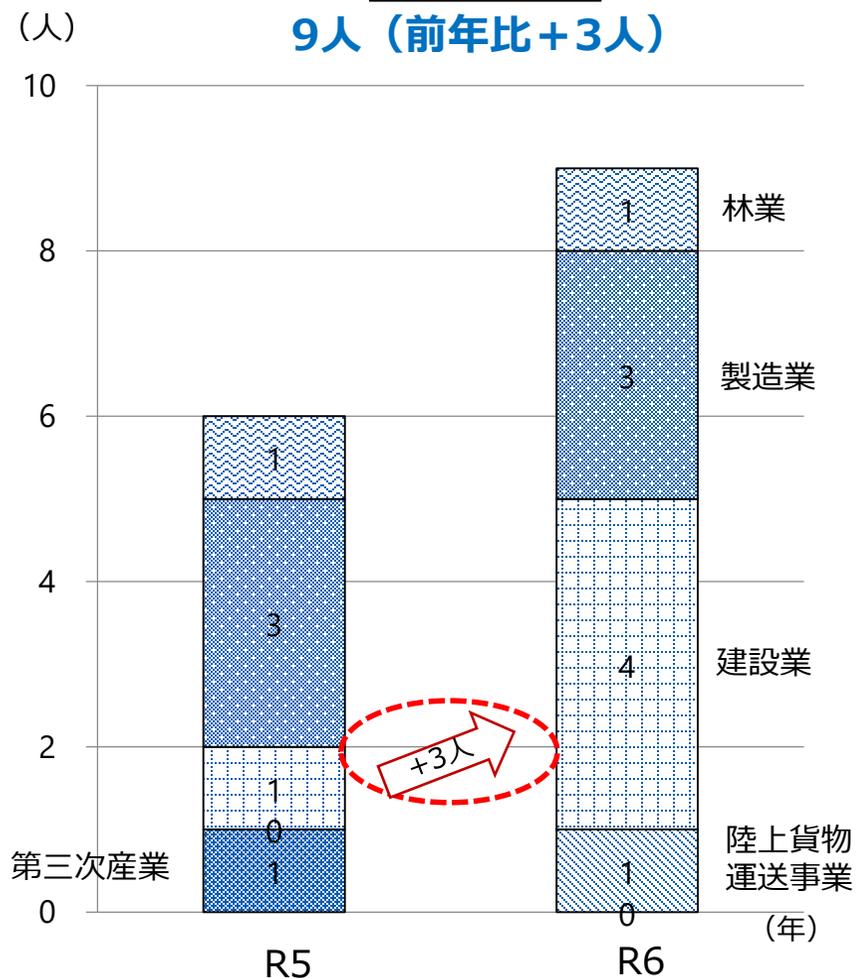
出典：労働者死傷病報告

*新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの 2

令和6年5月末 労働災害発生状況（業種別）

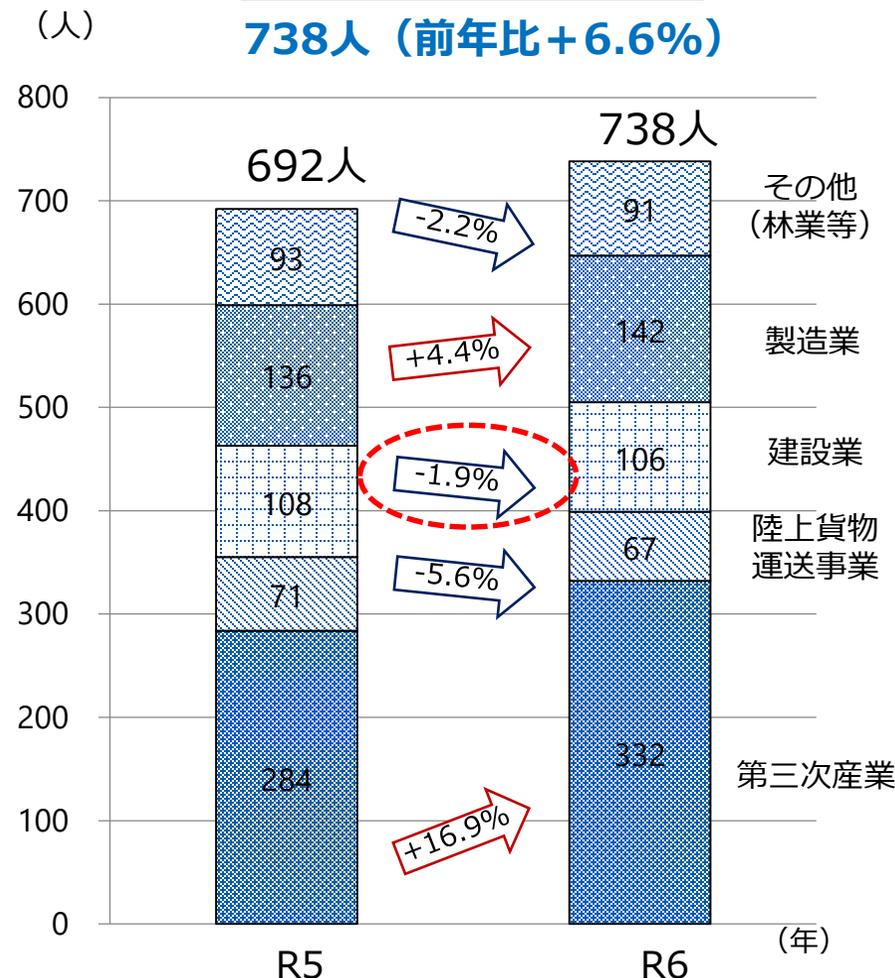
死亡者数

9人（前年比+3人）



休業4日以上之死傷者数

738人（前年比+6.6%）



出典：労働者死傷病報告

*新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの 3

令和6年 死亡災害事例（建設業）

発生年月	業種	被災時の職種	性別	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
令和6年 2 月	建築工事業	鉄骨工	男	71	50年	墜落・転落	建築物・構築物	車庫の新築工事現場で、被災者は屋根部分(高さ3.4m)まで組み立てられた鉄骨の塗装作業を1人で行っていた。14時20分頃、工事発注者の代表者が現場を訪れたところ、建築中の車庫内のアスファルト地面に左顔面をつけ、出血して側臥位の姿勢で倒れていた被災者を発見し、病院へ搬送されたものの、約1時間後に死亡したものの。
令和6年 2 月	土木工事業	作業員	男	56	2年	激突され	トラック	事務所前に駐車した3tトラックと資材置場に駐車した2tトラックを入れ替えようと、被災者は3tトラックを運転して資材置場に駐車後、2tトラックに乗り替えて資材置場内を運転中、3tトラックが資材置場内のコンテナ方向に後退し始めたため、運転中のトラックを降りて3tトラックの進行方向に入って止めようとしたが止まらず、トラック後部とコンテナの間に身体を挟まれたもの。
令和6年 4 月	土木工事業	運転者	男	61	12年	飛来・落下	木材、竹材	造材されたスギ丸太をトラックで運搬するため、被災者及び1次下請労働者1名がそれぞれフォワーダ及びプロセッサを用いて積み込み作業を行っていたところ、積み込みしていたスギ丸太(重量約270kg、長さ3.82m)が被災者側に落ちて負傷したものの。
令和6年 5 月	土木工事業	作業員	男	73	20年	転倒	掘削用機械	災害復旧工事現場にて、被災者がクレーン機能付きドラグショベル(バケット容量0.14m ³)を操作して木製の型枠を吊り上げた状態で運んでいたところ、傾斜約20度の下り斜面でドラグショベルが前方に転倒し、被災者の頭部がドラグショベルのヘッドガード支柱と地面に挟まれたもの。